

### まちづくり基本目標

- ◇将来を担う人が育つまちをつくる
- ◇安心して生活できるまちをつくる
- ◇賑わいのあるまちをつくる
- ◇暮らしやすいまちをつくる



発行・町田市 編集・政策経営部広報課  
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22  
市役所の代表電話 042・722・3111  
市役所の窓口受付時間 午前8時30分～午後5時  
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)  
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>



## 今号の紙面から

2面

5月12日は民生委員・児童委員の日

5月30日はごみゼロデー～統一美化キャンペーンを実施

本日の新聞には「第2部健康特集号」が折り込まれています。

## 自転車安全利用TOKYOキャンペーン

～5月31日まで

## 春の全国交通安全運動

5月11日～20日

# ～交通ルールとマナーを守りましょう！

問交通安全課 ☎724・1136 FAX050・3160・8039、町田警察署 ☎722・0110、南大沢警察署 ☎042・653・0110

### 自転車安全利用TOKYOキャンペーン

自転車安全利用  
TOKYO  
キャンペーン

自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上のため、5月31日(日)まで「自転車安全利用TOKYOキャンペーン」を実施中です。  
自転車も重大な事故を引き起こす原因となります。この

### 自転車安全利用TOKYOキャンペーン

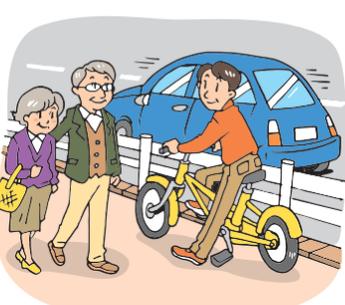
自転車安全利用TOKYOキャンペーン

<h4>遮断踏切立ち入り</h4> <p>踏切の遮断機が閉じようとしていたり、警報機が警報している間は、踏切に入ってはけません。</p> <p><b>罰則</b> 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金</p>	<h4>信号無視</h4> <p>信号は、必ず従わなければなりません。</p> <p><b>罰則</b> 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金</p>	<h4>ブレーキ不良(備えていない)自転車運転</h4> <p>ブレーキは前車輪と後車輪ともに備えていなければなりません。</p> <p><b>罰則</b> 5万円以下の罰金</p>
<h4>傘差し運転</h4> <p>傘を差す、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。</p> <p><b>罰則</b> 5万円以下の罰金</p>	<h4>携帯電話使用運転</h4> <p>自転車を運転しながら携帯電話を手で持って通話したり、メール等をしてはいけません。</p> <p><b>罰則</b> 5万円以下の罰金</p>	<h4>イヤホン等使用運転</h4> <p>イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、運転に必要な周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。</p> <p><b>罰則</b> 5万円以下の罰金</p>

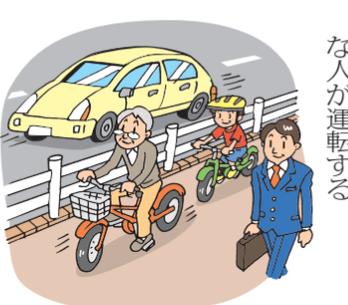
機会に自転車の正しいルールを確認してみませんか？  
交通ルールを守り自転車を安全に利用しましょう。

### 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 自転車は、歩道が原則、歩道は例外
- ③ 歩道は、普通自転車歩道通行可の標識等がある
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



② 車道は左側を通行  
③ 歩道は歩行者優先で、車道を徐行



④ 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転する



⑤ 夜間はライトを点灯  
⑥ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑦ 子どもはヘルメットを着用

## 5月16日(土)

### コンビニ証明書自動交付サービスを一時停止

システムメンテナンスのため、5月16日(土)はコンビニエンスストアでの証明書自動交付サービスを終日停止します。

皆さんのご理解ご協力をお願いします。

問市民課 ☎724・2123  
FAX050・3085・626

## 町田市・第九消防方面 合同総合水防訓練

日時 5月17日(日) 午前9時30分～正午  
会場 鶴見川クリーンセンター(三輪緑山1-1)

町田市・町田消防署・第九消防方面内各消防署・町田市消防団等の関係機関から約500人が参加し、町田市・第九消防方面合同総合水防訓練を実施します。

この訓練は、台風や集中豪雨が予想される雨の季節を前に、水防態勢を万全にするため実施するものです。都市型水害に対応した各種水防工法



土砂に埋もれた家屋等から人を救助する訓練の様子

## 春の全国交通安全運動

5月11日～20日

やさしさが走るこの街 この道路

④ 安全ルールを守る  
○ 飲酒運転・2人乗り・並進の禁止  
○ 夜間はライトを点灯  
○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認  
⑤ 子どもはヘルメットを着用

6月1日から悪質な自転車運転者に講習の受講が命じられます

6月1日から改正道路交通法の一部である自転車運転者講習制度が施行されます。

「信号無視」「遮断踏切立ち入り」「通行禁止違反」等、危険な違反行為により3年間に2回以上摘発された自転車運転者には、公安委員会が「自転車運転者講習」の受講を命じます。

受講命令に従わない運転者には、5万円以下の罰金が科せられます。

① 自転車の安全利用の推進 (特に、自転車安全利用五則の周知徹底。上記参照)  
② すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
③ 飲酒運転等の根絶  
④ 二輪車の交通事故防止 (特に、自転車安全利用五則の周知徹底。上記参照)  
⑤ ヘルメットの着用を確実に留め、プロテクターを身につけましょう。

① 自転車の安全利用の推進  
② すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底  
③ 飲酒運転等の根絶  
④ 二輪車の交通事故防止 (特に、自転車安全利用五則の周知徹底。上記参照)  
⑤ ヘルメットの着用を確実に留め、プロテクターを身につけましょう。

また、一昨年に発足した東京消防庁第九消防方面本部消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)が訓練に参加し、車両展示も行います。

交通小田急線鶴見川駅から緑山循環行きバスで「けやき通

問 防災安全課 ☎724・2107 FAX050・3085・6519